

契約する際の留意事項

昨今、アパート等の賃貸人と賃借人との間で、退去時における原状回復をめぐるトラブルが数件発生しております。このようなトラブルを未然に防ぐため、下記事項に留意のうえ、契約を取り交わすようお願いいたします。

- ① 『不動産業者一覧』に掲載されている業者へ、空き室状況および下見日時を電話連絡してください。
- ② 実際に物件を見て付帯設備・生活環境等を確認するとともに、家賃・諸経費・敷金・食事(下宿の場合)等について、所有者に納得のいくまで確認してください。
- ③ 入居することが決定した場合は、必ず賃貸契約書を取り交わしてください。特に、

退去時の通常使用による損耗（自然損耗）の修繕費

契約の中途解約

入居後の家賃の値上げ

契約の自動更新等

の内容については詳細に説明を受け、契約書でも必ず確認してください。

また、最近では従来退去時にかかる費用を入居前に支払うケースが多くなっております。下記に一例を示しますので、必ず内容を確認してください。

(※必ず支払うものではなく、所有者が負担する場合があります。)

《例》清掃料、暖房機分解清掃料、エアコン清掃料

水まわり清掃料、火災等保険加入料

参考までに国土交通省が取りまとめた『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』も契約前にご一読願います。

- ④ 引っ越しの日時等を打ち合わせし、発生するゴミ等の処分方法を確認してください。